

平成16年(勸)第34号

審 決

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

ユニー株式会社

同代表者 代表取締役 佐々木 孝 治

公正取引委員会は、平成16年12月9日、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第48条第1項及び第2項の規定に基づき勧告を行ったところ、上記の者がこれを応諾したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり当該勧告と同趣旨の審決をする。

主 文

- 1 ユニー株式会社は、「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセール及び「火曜特売」と称するセールに際し、その取引上の地位が自社に対して劣っている自社と継続的な取引関係にある青果物の仲卸業者に対し、前記セールの用に供する青果物について、前記仲卸業者の仕入価格を下回る価格で納入するよう一方的に指示する等して、その青果物と等級、産地等からみて同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって納入させている行為を取りやめなければならない。
- 2 ユニー株式会社は、自社の店舗の新規オープン時及び改装オープン時のセール並びに「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセールに際し、その取引上の地位が自社に対して劣っている自社と継続的な取引関係にある食料品、衣料品、住居関連品等の納入業者に対し、自社の販売業務のための商品の陳列、補充、顧客が購入した商品の袋詰め等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣するよう要請している行為を取りやめなければならない。
- 3 ユニー株式会社は、棚卸しに際し、納入取引関係を利用して、前記納入業者に対し、自社の棚卸しのための作業を行わせるために、その従業員等を派遣するよう要請している行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議しなければならない。
- 4 ユニー株式会社は、次の事項を前記仲卸業者に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底しなければならない。この通知及び周知徹底の方法については、あ

らかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 第1項に基づいて採った措置

(2) 今後，第1項の行為と同様の行為を行わない旨

5 ユニー株式会社は，次の事項を前記納入業者に通知するとともに，自社の従業員に周知徹底しなければならない。この通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 第2項及び第3項に基づいて採った措置

(2) 今後，第2項及び第3項の行為と同様の行為を行わない旨

6 ユニー株式会社は，今後，第1項ないし第3項の行為と同様の行為を行ってはならない。

7 ユニー株式会社は，今後，第1項ないし第3項の行為と同様の行為を行うことがないように，独占禁止法の遵守に関する行動指針を作成し，当該行動指針等に基づく仕入担当者に対する独占禁止法に関する研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

8 ユニー株式会社は，第1項ないし第5項及び第7項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

事 実

当委員会が認定した事実は，次のとおりである。

1 (1) ユニー株式会社（以下「ユニー」という。）は，肩書地に本店を置き，食料品，衣料品，住居関連品等の小売業を営む，いわゆる総合量販店業者であって，平成16年9月末日現在，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県，富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県，福井県及び奈良県の区域において，「ユニー」，「アピタ」，「ジョイマート ユニー」，「ラ フーズコア」及び「ユーホーム」と称する大規模小売店舗等を155店舗展開しているところ，これらの店舗のうち，政令指定都市の区域内に所在する26店舗中21店舗の売場面積は3,000平方メートル以上であり，政令指定都市以外の区域内に所在する129店舗の売場面積はすべて1,500平方メートル以上である。

(2) ユニーの平成15年2月21日から平成16年2月20日までの間の売上高は約7202億円であり，我が国の総合量販店業界において第4位の地位を占

めている。また、ユニーは、東海・北陸地区における総合量販店業者の中で、最大手の業者である。

- (3) ユニーと継続的な取引関係にある食料品、衣料品、住居関連品等の納入業者（以下「納入業者」という。）は、約2,500名であるところ、納入業者にとって、ユニーは重要な取引先であり、納入業者の多くは、ユニーとの納入取引の継続を強く望んでいる状況にある。このため、納入業者の多くは、ユニーとの納入取引を継続する上で、納入する商品の品質、納入価格等の取引条件とは別に、ユニーからの種々の要請に従わざるを得ない立場にあり、その取引上の地位はユニーに対して劣っている。
 - (4) ユニーは、大部分の店舗において、年2回、春と秋のそれぞれ1日又は2日間、顧客が「UCSカード」等と称するユニーのクレジットカードを使用又は提示することにより割引販売を受けられることができる「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセール（以下「特別感謝セール」という。）を行っている。また、ユニーは、ほとんどすべての店舗において、火曜日に「火曜特売」と称する食料品を中心としたセール（以下「火曜特売セール」という。）を行っている。
 - (5) ユニーは、その販売する青果物の約8割を、各店舗の仕入担当者と青果物を納入する仲卸業者（以下「仲卸業者」という。）との間で商談を行い、仕入れており、その販売する青果物の約2割を、中京、静岡、北陸及び関東の各本部の仕入担当者と仲卸業者との間で商談を行い、仕入れている。
- 2 ユニーは、遅くとも平成13年ころ以降、年2回行われる特別感謝セール及び年間約50回行われる火曜特売セールに際し、一部の店舗において、売上げの増加等を図るため、当該店舗の仕入担当者から、仲卸業者に対し、前記セールの用に供する青果物について、あらかじめ仲卸業者との間で納入価格について協議することなく、例えば、火曜特売セールの前日等に、チラシに掲載する大根、きゅうり、トマト等の目玉商品を連絡し、同商品について仲卸業者の仕入価格を下回る価格で納入するよう一方的に指示する等して、前記セールの用に供する青果物と等級、産地等からみて同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって通常時に比べ多量に納入するよう要請している。

これらの要請を受けた仲卸業者の多くは、ユニーとの納入取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされている。

- 3 ユニーは、遅くとも平成13年ころ以降、自社の店舗の新規オープン時及び改

装オープン時のセール並びに特別感謝セールに際し、自社の販売業務のための商品の陳列、補充、顧客が購入した商品の袋詰め等の作業（以下「陳列等作業」という。）を納入業者に行わせることとし、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、納入業者との間の納入取引に影響を及ぼし得る仕入担当者から、納入業者に対し、陳列等作業を行わせるためにその従業員等の派遣を受けることを必要とする店舗、日時、人数等を連絡し、納入業者の負担で、その従業員等を派遣するよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、ユニーとの納入取引を継続して行う立場上、陳列等作業を行うためのものであるにもかかわらず、その要請に応じることを余儀なくされている。

例えば、ユニーは、平成15年8月から平成16年7月末の間に、新規オープンした6店舗、改装オープンした7店舗及び特別感謝セールを実施した延べ234店舗のすべてにおいて、陳列等作業を行わせるため、納入業者に対し、その従業員等を派遣するよう要請しており、納入業者に延べ3万7131人の従業員等を派遣させ、使用している。

- 4 (1) ユニーは、かねてから、半期ごとに実施する棚卸しに際し、自社の棚卸し業務のために、大部分の店舗において棚卸し作業を納入業者に行わせることとし、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、納入業者との間の納入取引に影響を及ぼし得る仕入担当者から、納入業者との間の納入取引関係を利用して、納入業者に対し、自社が派遣を受けることを必要とする店舗、日時、人数を連絡し、納入業者の負担で、納入業者の従業員等を派遣するよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、ユニーとの納入取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされている。

例えば、平成15年8月19日及び同月20日ころ並びに平成16年2月17日及び同月18日ころに行われた棚卸しに際し、ユニーは、延べ209店舗において棚卸し作業を行わせるため、納入業者に対し、その従業員等を派遣するよう要請しており、納入業者に延べ3,112人の従業員等を派遣させ、使用している。

- (2) 平成16年7月21日、本件について、当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、ユニーは、棚卸し作業を納入業者に行わせることを取りやめることとし、平成16年8月17日及び同月18日ころに行った棚卸

しに際し、納入業者に対する従業員等の派遣要請を行っていない。

法 令 の 適 用

上記の事実に法令を適用した結果は、次のとおりである。

ユニーは、百貨店業における特定の不公正な取引方法（昭和29年公正取引委員会告示第7号。以下「百貨店特殊指定」という。）の備考第1項に規定する「百貨店業者」に該当するところ、その取引上の地位が自己に対して劣っている仲卸業者に対し、特売の用に供する商品を、その商品と同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって納入させており、これは、百貨店特殊指定の第4項に該当し、また、その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し、百貨店特殊指定の第6項ただし書に規定する場合に該当しないにもかかわらず自己の販売業務のためにその従業員等を派遣させて使用しているものであり、これは、百貨店特殊指定の第6項に該当し、さらに、前記第1の1及び4の事実によれば、ユニーは、自己の取引上の地位が納入業者に対して優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に対し、自社の棚卸し作業のためにその従業員等を派遣させることにより経済上の利益を提供させていたものであり、これは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第14項第2号に該当し、いずれも独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり審決する。

平成17年1月7日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 小 林 惇

委員 柴 田 愛 子

委員 三 谷 紘

委員 山 田 昭 雄